

積立定期預金「すこやか子育て」

(2023年11月1日現在)

1. 商品名	積立定期預金「すこやか子育て」
2. ご利用いただける方	当行で「児童手当」の受取がある方（予約も含みます）
3. 契約期間	原則、設定しません。 ※満期日を1年以上10年以下で定めることも可能です。
4. 積立期間	任意に設定できます。
5. 積立方法	
(1) 積立方法	「児童手当」の受取口座からの口座振替
(2) 積立金額	1,000円以上300万円未満（1円単位）
(3) 積立周期	4か月ごと（2月・6月・10月）の指定する日 ※毎月・隔月の積立も可能です。
6. 払戻方法	・全額払戻：口座のすべてを払戻（口座は解約されます。）します。 ・一部払戻：預入明細毎の払戻ができます。
7. 利息	
(1) 適用金利	各期間に応じて次の利率を適用します。 A. 預入日の1年後の応当日から満期日までの期間が2年1ヵ月以上の場合、および満期日を指定しない場合は、期日指定定期預金の店頭表示の利率 B. 預入日の1年後の応当日から満期日までの期間が2年を超え2年1ヵ月未満の場合は、スーパー定期1年ものの店頭表示の利率 C. 預入日の1年後の応当日から満期日までの期間が2年以下の場合は、期日指定定期預金の店頭表示の利率 D. 預入日の1年後の応当日が満期日を超える場合は、期間に対応するスーパー定期の店頭表示の利率
(2) 利払頻度	期日指定定期預金または、スーパー定期の利払頻度を適用します。
(3) 計算方法	期日指定定期預金または、スーパー定期の計算方法を適用します。
(4) 課税	・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）が適用されます。 ・マル優適格の方はマル優の取扱いができます。
(5) 金利情報の入手方法	店頭またはホームページ上でご確認ください。
8. 手数料	—
9. 中途解約時の取扱い	各預入金額毎に以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 積立時の預金が期日指定定期預金の場合 A. 預入日の6ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合 解約日における普通預金の利率 B. 預入日の6ヵ月後の応当日以後に解約する場合 預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合 預入時の2年以上の利率×40% 預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合 預入時の2年以上の利率×50% 預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合 預入時の2年以上の利率×60% 預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合 預入時の2年以上の利率×70% 預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合 預入時の2年以上の利率×90% （小数点第3位以下は切捨てとします。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。 当行所定の下限利率を適用します。） (2) 積立時の預金がスーパー定期の場合 A. 預入日の6ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合 解約日における普通預金の利率 B. 預入日の6ヵ月後の応当日以後に解約する場合 預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合 預入時の6ヵ月もの利率×70% （小数点第3位以下は切捨てとします。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）

積立定期預金「すこやか子育て」

(2023年11月1日現在)

10. 満期日以降の取扱い	満期を指定する場合の満期日以後の利息は、解約日における普通預金金利により計算します。
11. 預金保険	本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。(預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者1人あたり1金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。)
12. 特典 <子育て支援金>	「児童手当」の振込があり、当該積立の残高が10万円以上ある方については、年1回(10月)抽選で3名様に子育て支援金10,000円を「児童手当」の受取口座に振込ます。 ※抽選は自動抽選とし、当選者の発表は、子育て支援金の振込により代えさせていただきます。なお当選された方で、子育て支援金の振込口座が解約されている等で振込の手続きができない場合は、当選が無効となります。 ※「児童手当」が廃止された場合は、この特典は実施いたしません。
13. その他参考となる事項	「児童手当」の制度が廃止された場合等は、積立定期預金「すこやか子育て」の新規取扱を中止する場合がございます。なお、既に当該積立口座をお持ちの方は、そのままご利用いただけますが、積立金額等の変更は窓口までお申出願います。
14. 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話：0570-017109 または 03-5252-3772